

市場監督管理総局による

『営業秘密保護規定（意見募集稿）』のパブリックコメント募集 に関する公告

企業の営業秘密の保護を強化し、営業秘密侵害に係る不正競争行為を制止し、研究開発・革新を奨励し、ビジネス環境を最適化し、公平に競争する市場秩序を維持し、『反不正競争法』との連携を図るために、市場監督管理総局は『営業秘密侵害行為の禁止に関する若干規定』の改正業務を組織・展開したので、ここに社会に向けて意見を募集します。公衆は以下の手段や方法によって意見を提出することができます。

一、中華人民共和国司法部（URL：<http://www.moj.gov.cn>）、中国政府法制情報網（<http://www.chinalaw.gov.cn>）にログインし、ホームページにおけるメインメニューの「立法意見募集」欄に進み、意見を提出してください。

二、国家市場監督管理総局ウェブサイト（URL：<http://www.samr.gov.cn>）にログインし、ホームページにおける「相互交流」欄の「意見募集・調査」を通じて意見を提出してください。

三、電子メールにて意見を「fbzdjzc@vip.126.com」宛てに送付してください。電子メールの表題に「営業秘密保護規定に関するパブリックコメント募集」と明記してください。

四、書簡にて意見を「〒100820 北京市西城区三里河東路8号 国家市場監督管理総局 価格監督検査・反不正競争局」宛てに郵送してください。書簡の封筒に「営業秘密保護規定に関するパブリックコメント募集」と明記してください。

意見フィードバックの締切日は、2020年10月18日とします。

- 添付文書：1. 営業秘密保護規定（意見募集稿）
2. 『営業秘密保護規定（意見募集稿）』に関する説明

国家市場監督管理総局

2020年9月4日

出所先：国家市場監督管理総局

http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202009/t20200904_321386.html

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。